

宝塚市協働のまちづくり推進条例
説 明 資 料

目 次

全体構成	・・・・・・・・・・・・・・・・・・(p 2)
第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条)	・・・・・・・・・・(p 3)
第 2 章 まちづくり協議会(第 5 条―第 9 条)	・・・・・・(p 9)
第 3 章 雑則(第 10 条)	・・・・・・・・・・(p 15)
附則	・・・・・・・・・・(p 15)

添付資料

- 1 宝塚市協働のまちづくり推進条例施行規則
- 2 条例の検討経過
- 3 宝塚市協働のまちづくり促進委員会名簿
- 4 宝塚市まちづくり基本条例



まちキョン

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 協働の原則

第4条 まちづくりの推進

第2章 まちづくり協議会

第5条 まちづくり協議会

第6条 まちづくり協議会の構成

第7条 まちづくり協議会の運営

第8条 まちづくり協議会の活動

第9条 地域ごとのまちづくり計画

第3章 雑則

第10条 委任

附則

施行期日

条例の検証

宝塚市協働のまちづくり促進委員会への諮問

第1章 総則（第1条―第4条）

目的

第1条 この条例は、宝塚市まちづくり基本条例（平成13年条例第36号）第3条の規定に基づき、協働に関する原則を定めるとともに、市民の主体的なまちづくり活動及び地域コミュニティの活動を促進するために必要な事項を定めることにより、市民と市の協働のまちづくりを推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築することを目的とする。

【解説】

- ・この条例の制定目的や、条文として定めている事項を簡潔に規定しています。
- ・地方分権の進展により、わたしたちは、工夫すればこれまで以上に効果的な公益活動の展開と、宝塚らしい豊かな地域社会を構築していくことが可能となっています。それを実現するためには、様々な人たちが、「市民主体のまちづくり」と「協働」がまちづくりの基本であることを認識し、協働が可能なあらゆる分野において、取り組みを進める必要があります。
- ・本市では、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市の協働のまちづくりを推進するための基本的な原則を定める「宝塚市まちづくり基本条例」を、平成14年に施行しました。
- ・宝塚市まちづくり基本条例第3条では、市の責務として、市民の主体的なまちづくり活動及び地域コミュニティの活動を促進し、協働してまちづくりを進めることや、地域の主体的な活動への支援が定められています。これらの規定に基づき、本条例において、協働の原則や、市がまちづくり活動に取り組む各種団体・組織等への支援を行うことなどを定めることで、市民と市の協働のまちづくりのさらなる推進を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築することをめざします。
- ・本条例における「市民」は、地方自治法第10条に規定する「住民」と同義であり、宝塚市域内に住所を有する自然人及び法人を示しています。

<「協働」とは>

宝塚市まちづくり基本条例において、協働とは「主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること」と定義しています。

＜「地域コミュニティ」とは＞

「市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家族を構成主体として、地域性と各種共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団（自治会やまちづくり協議会など）」を言います。

《宝塚市まちづくり基本条例（一部抜粋）》

（市の責務）

第3条 市は、前条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。

2 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。

3 市は、地域コミュニティの役割を認識し、その活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。

4 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される、地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

（2） まちづくり協議会 第5条に規定する組織をいう。

（3） 市民活動団体 ボランティア団体、民間非営利団体その他の特定の課題解決のために、自発的かつ自主的に活動する、営利を目的としない団体をいう。

【解説】

・ 解釈上の疑義をなくすため、本条例で使用している言葉の意味を定めています。

（1） 自治会

・ 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づく団体を、本市では「自治会」と定義しています。

・ 自治会は市民にとって最も身近な地域の集まりであり、安全・安心に暮らせるまちづくりに向けて、子どもや高齢者の見守り活動など、様々な活動を行っています。市内には280の自治会（令和2年3月1日現在）があります。

（2） まちづくり協議会

- ・本条例の第5条（p9参照）に規定する組織をいいます。

（3） 市民活動団体

- ・ボランティア団体やNPO法人等、特定の課題解決を目的として自発的かつ自主的に活動する、営利を目的としない団体を「市民活動団体」と定義しています。社会的なテーマに取り組む団体や地域性を持った活動をしている団体などのほか、市民活動の促進を図る機能を担う中間支援団体も含まれます。

自治会、まちづくり協議会、市民活動団体は、その文言について法律等で明確な定義付けがされていないことから、本条例の中で定義付けをしていますが、協働の担い手には、これらの組織や団体以外にも、様々な個人や団体が含まれます（p6参照）。

協働の原則

第3条 市民、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体、市その他の協働の担い手である各主体は、次の各号に掲げる原則に基づき、協働のまちづくりを推進するものとする。

- （1） 対等の原則 それぞれが対等な関係にあることを認識し、互いの立場及び意見を尊重すること。
- （2） 情報公開・情報共有の原則 まちづくりに関する情報を公開し、共有すること。
- （3） 相互理解の原則 それぞれの立場及び違いを認め、相互理解を深め、信頼関係を大切にすること。
- （4） 自主性・自立性尊重の原則 それぞれの力を最大限生かすため、自主性、自立性を尊重すること。
- （5） 目的の明確化と共有の原則 協働しようとする事業の目的を明確にし、共有すること。
- （6） 役割分担の原則 果たすべき役割及び責任を調整し、役割を分担し、事業の目的を達成できるように取り組むこと。
- （7） 相互変革の原則 互いに話し合い、理解し合い、柔軟に対応し、協調し、自己変革をいとわないで活動すること。
- （8） 評価・検証の原則 協働で取り組んだ事業を評価し、検証し、その結果を共有して次の事業に役立てること。

【解説】

- ・ 協働を円滑に進める上で、協働の担い手である各主体が守るべきルールを定めています。
- ・ 内容は、平成25年3月に宝塚市と宝塚市協働の指針策定委員会で作成した「宝塚市協働の指針」で示している8つの「協働の原則」を踏まえています。
- ・ 協働によるまちづくりには様々な団体や個人が関わることから、取組を円滑に進めるためにも、協働の担い手である各主体がこの原則を認識し、共有することが大切です。
- ・ 協働の担い手である各主体には、第2条で定義付けている自治会やまちづくり協議会、市民活動団体をはじめ、事業者、市などの行政機関等、まちづくりに携わる様々な個人や団体が含まれます。

＜協働の原則（宝塚市協働の指針より抜粋）＞

「協働」で事業を円滑に進めるために、わたしたちは次の8つの原則を守ります。

1. 対等の原則

わたしたちは、各主体の間に能力や資源の違いがあっても、対等な関係にあるとして、お互いの立場や意見を尊重します。

2. 情報公開・情報共有の原則

わたしたちは、地域の課題や活動情報などまちづくりに関する情報を地域に公開し、共有します。

3. 相互理解の原則

わたしたちは、目的や性格の異なる各主体のそれぞれの立場や違いを認め、相互理解を深め、信頼関係を大切にします。

4. 自主性・自立性尊重の原則

わたしたちは、各主体の力を最大限活かすために、それぞれの自主性・自立性を尊重します。

5. 目的の明確化と共有の原則

わたしたちは、協働しようとする事業の目的を明確にして、共有します。

6. 役割分担の原則

わたしたちは、果たすべき役割や責任を調整し、役割を分担して、事業の目的を達成できるように取り組みます。

7. 相互変革の原則

わたしたちは、自己の立場や活動に拘り過ぎず、互いに話し合い理解しあって、柔軟に対応し協調して、自己変革をいとわないで活動します。

8. 評価・検証の原則

わたしたちは、協働で取り組んだ事業の成果と課題を評価・検証し、その結果を共有して次の事業に役立てます。

＜「宝塚市協働の指針」とは＞

第5次宝塚市総合計画において、市民と行政の協働による「新しい公共」の領域を拡充していくことが示され、その取り組みとして、市民と市がそれぞれの責任のもと、協働を推進していくための基本原則や形態などを示した「宝塚市協働の指針」を平成25年3月に策定しました。

また、協働の指針の付属書として、協働の指針の考え方を基に、実際の活動を当てはめたときにどんな点に気を付けたらいいのか取り組みの段階ごとに解説した「協働のマニュアル」や、協働の具体的な6つの事例を紹介し、取組のきっかけや苦労点などをまとめた「協働の事例集」を発行しています。

まちづくりの推進

第4条 市は、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等と連携してまちづくりを推進する。

2 市は、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等が行うまちづくり活動への支援を行う。

3 市は、前項の支援を行うに当たり、その活動に要する費用の助成その他の財政上の措置を行うことができる。

【解説】

・市が、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等と連携してまちづくりを推進していくことについて定めるとともに、これらの組織・団体等の活動に対して市が支援を行うことについて定めています。

・宝塚市まちづくり基本条例第3条（p4参照）には、市が、市民の主体的なまちづくり活動及び地域コミュニティの活動を促し、協働してまちづくりを進めていくことや、まちづくりの基本理念にのっとり実施される地域の主体的なまちづくり活動を支援することを「市の責務」として規定しており、本条の規定もこれを受けています。

・「等」の中には、協働の担い手である各主体（p6参照。ただし「行政」は除く。）が含まれます。

＜第1項＞

・様々な地域課題を解決するために、市は、各団体・組織等と連携してまちづくりを推進していくことを定めています。

・地域住民の思いや気づきが、周りの人や団体、市などにつながることで、協働の事業のきっかけとなります。協働が可能なあらゆる分野において取り組みを進めていく

ため、市はつながり（連携）を大切にしながら、まちづくりを推進していく必要があります。

＜第2項＞

市は、各団体・組織のまちづくり活動に対して支援を行うことを定めています。活動支援には相談、後援、広報、情報の提供などがあります。

＜第3項＞

- ・市は、第2項に定める活動支援を行うに当たり、各団体・組織の活動に要する費用や運営等に要する費用などについて、財政上の措置を行うことができる旨を規定しています。財政上の措置には委託、補助、助成などがあります。

- ・現在交付している補助金等については規則や要綱に基づき交付していますが、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等への支援を行うに当たっての財政上の措置を明記した条例の規定はありませんでした。本項でこれを規定することで、市民と市の協働のまちづくりのさらなる推進を図ります。

- ・補助金等の取扱いについて、本市では「補助金等の取扱いに関する規則（平成元年4月1日施行）」で基本的な事項を定めており、個別具体的な基準については、制度ごとの要綱で定めています。

第2章 まちづくり協議会（第5条―第9条）

・本章では、まちづくり協議会の基本的な事項を定めています。これにより「まちづくり協議会とは何か」を明らかにし、様々な人や団体の地域活動への参画を得やすくすることで、協働が促進され、地域が活性化し、その結果、豊かな地域社会の構築に繋がっていくと考えています。

・本市では「宝塚市のまちづくり協議会ガイドライン」を発行し、「まちづくり協議会とは何か」や、まちづくり協議会の運営のポイントなどについて示しています。

＜まちづくり協議会を条例等で位置付ける必要性＞

平成11年には市内全域で20のまちづくり協議会が組織化されましたが、その基本的な事項について条例等で規定がなく、従前より地域から「まちづくり協議会の法的根拠が必要ではないか」との声がありました。また、市のコミュニティ施策を検証するために委嘱した「宝塚市住民自治組織のあり方に関する調査専門委員」から、平成28年4月に市へ提出された報告書においても「早急に、まちづくり協議会の組織等の基本的なシステムについての規定を条例等で定めることが必要である」との考えが示されました。それらを踏まえ、本市として「地域自治の推進に向けて、まちづくり基本条例等でまちづくり協議会を位置付けることを検討する」ことを今後の取組として決定し、検討を進めました。

「第6次宝塚市総合計画」では、各まちづくり協議会が策定している「地域ごとのまちづくり計画」を総合計画に位置付けることとしており、その策定主体であるまちづくり協議会を条例等で位置付ける必要性は、さらに高まっています。

まちづくり協議会

第5条 まちづくり協議会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する組織とする。

（１） 地域課題を解決するため、自治会を中核として、地域で活動する個人及び団体の連携を図る組織であること。

（２） おおむね小学校の通学区域を活動の範囲とすること。

2 まちづくり協議会は、おおむね小学校の通学区域を単位とする範囲に一つとし、その名称及び範囲については、規則で定める。

【解説】

・まちづくり協議会とはどのような組織であるかについて定めています。

＜第1項＞

・近年、地域の課題は多様化・複雑化し、広域での対応が求められる課題も増えてき

ていることから、自治会や他の団体等が連携し対応していく必要があります。そのため地域の繋がり場の場・解決の場が「まちづくり協議会」です。地域課題に対して、自治会などの各種団体が単独で解決できる場合もありますが、個人や自治会その他の団体等が連携することで、効果的かつ広域的な取組を行うことができます。

- ・まちづくり協議会は、地域の課題を解決するために地域の様々な団体や個人の連携を図る組織です。連携を図るにあたり、自治会は市民にとって最も身近な地域の集まりであり、安全・安心に暮らせるまちづくりに向けて、子どもや高齢者の見守り活動など、様々な活動を行っています。こういった自治会の活動状況については地域においても認識されているところであり、市としても従来からまちづくり協議会の「中核」と表現しています。

- ・まちづくり協議会は、おおむね小学校の通学区域を活動の範囲としています。「おおむね」としているのは、地域のつながりなどを重視して範囲を形成しているまちづくり協議会もあるためです。そのため、将来、小学校の通学区域が変更された場合でも、それに伴って自動的にまちづくり協議会の範囲が変わるのではなく、地域のつながりなど様々な点を踏まえた上で、地域の中で話し合いながら検討する必要があります。

- ・地域によっては、区域が複数のまちづくり協議会の範囲にまたがっている自治会や、小学校の通学区域とは異なるまちづくり協議会の運営や活動に参加している自治会などもあります。

<第2項>

- ・現在市内には20のまちづくり協議会が設立されており、活動されています。既にこれらのまちづくり協議会の名称及び範囲については「宝塚市協働のまちづくり推進条例施行規則」（添付資料1を参照）で定めます。

- ・地域の個人や団体等がまとまり効果的に連携していく前提として、まちづくり協議会は、おおむね小学校の通学区域を単位とする範囲に「一つ」としており、同じ範囲に複数のまちづくり協議会が結成されることは認められません。

- ・まちづくり協議会の名称は、各組織がそれぞれの会則等で独自に定めており、その成り立ちや範囲等に応じて「〇〇地区まちづくり協議会」や「〇〇小学校区まちづくり協議会」等、様々な表現が使用されています。別途愛称が定められているまちづくり協議会もあります。

<「範囲」とは>

本条例において、まちづくり協議会を形成する地域のエリア（区域・範囲）のことを「範囲」と表現しています。まちづくり協議会は小学校の通学区域をもとに、地域のつながりや活動の範囲などを考慮してエリアを設定していることから、それらを包括する表現として「範囲」という言葉を使用しています。

まちづくり協議会の構成

第6条 まちづくり協議会は、その地域の市民、自治会その他の団体、事業者等で構成する。

【解説】

- ・まちづくり協議会が、その地域の市民と、自治会その他の団体や事業者等で構成されることを定めています。
- ・地域のまちづくりは、その地域に関わる多様な主体が連携して一緒に考えることが大切であることから、その地域の全ての市民と、その地域の団体や事業者等がまちづくり協議会を「構成する」としており、多様な主体がまちづくり協議会に参加することができます。そのため、まちづくり協議会には入会や退会といった考え方はなく、より多くの方が、地域に関心を持ち、出来る範囲で地域活動に関わることで、より豊かな地域づくりに繋がっていきます。
- ・事業者も地域への社会貢献活動など様々な形でまちづくりに参画していることから、まちづくり協議会を構成する主体としています。
- ・「等」に含まれるものは、学校、幼稚園、保育所などその地域に関わる様々な主体です。

《宝塚市まちづくり基本条例（一部抜粋）》

（市民の権利と責務）

第6条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

まちづくり協議会の運営

第7条 まちづくり協議会は、透明性のある、民主的で開かれた運営を行う。

【解説】

- ・まちづくり協議会の運営の在り方を定めています。
- ・平成29年5月に宝塚市及び宝塚市協働のまちづくり促進委員会が作成した「宝塚市のまちづくり協議会ガイドライン」では、運営に大切な4つのポイントを以下のように記載しています。本条の内容はこれらのポイントを踏まえており、公開と情報発信によ

り誰もがわかりやすく（透明性）、多くの人の意見をまとめるために話し合いを大切に
し（民主的）、地域の誰もが参加できる仕組み（開かれた）をもった運営を行うことと
しています。

《宝塚市のまちづくり協議会ガイドライン P3》

＜誰もが参加できる仕組み＞

誰でも参加できる話し合いの場を定期的で開催する、部会員を公募するなど、
希望者がいつでも参加できる仕組みを作ります。

＜民主的な意思決定＞

多くの人の意見を皆が納得できるようにまとめるには、話し合いが大切です。
立場や考えの違う人の意見をまとめるのは、時間がかかります。でも、それが民
主的運営の第一歩です。

＜計画を中心に考え動く＞

地域の課題を出し合い、5年先、10年先を見越した「まちづくり計画」を共
有し、計画に沿って事業を進めます。計画は必要に応じて見直します。

＜公開と情報発信＞

情報を発信し、透明性を確保します。イベント案内などはもちろん、会計や会
議の内容、物事の決め方についても公開し、地域の誰もが知ることができるよう
にします。

・なお、上記＜計画を中心に考え動く＞のポイントについては、本条例の第9条（p13）で定めています。

まちづくり協議会の活動

第8条 まちづくり協議会は、協働を基本とし、自治意識及び連帯感の醸成並びに
地域課題の解決のために活動する。

2 まちづくり協議会は、他のまちづくり協議会との交流を深め、活動の活性化を
図ることに努める。

【解説】

・まちづくり協議会の活動の内容及び他のまちづくり協議会との交流や活動の活性化に
ついて定めています。

＜第1項＞

・まちづくり協議会は、地域の課題を解決するために地域の様々な団体や個人の連携
を図る組織であることから、その活動の基本は「協働」としています。

・「自治意識」とは、自分や自分たちに関することを自ら考え取り組むといった考え
方であり、本項では、こうした自治意識と地域内の連帯感を高める取組（地域の催し

など）を行うことで市民の力を存分に発揮できる土壌を作りながら、福祉、防災、環境、教育など様々な地域課題の解決に向けた活動を行うことを定めています。

<第2項>

・まちづくり協議会の活動を活性化するためには、他のまちづくり協議会との交流を深め、情報共有や情報交換を行うことも大切です。また、1つのまちづくり協議会の範囲を超えた取組が必要となる場合、まちづくり協議会同士が連携して活動する必要があります。このようなことから、本項では、まちづくり協議会が他のまちづくり協議会との交流を深め、活動の活性化を図ることに努める旨を定めています。

・現在、各まちづくり協議会における現状や課題を共有し、互いの独自性を尊重しながら交流を深め、活動の活性化を図ることを目的とする意見交換の場として「まちづくり協議会代表者交流会」が開かれています。

地域ごとのまちづくり計画

第9条 まちづくり協議会は、その地域の目指す将来像や、それに基づく基本目標及び具体的な取組等を取りまとめた計画（以下「地域ごとのまちづくり計画」という。）を策定し、市と連携して活動する。

2 市は、地域ごとのまちづくり計画を、宝塚市まちづくり基本条例第14条に規定する総合計画の基本構想を実現するための計画として位置付ける。

【解説】

・まちづくり協議会が地域ごとのまちづくり計画を策定し、市と連携して活動すること及び、市における地域ごとのまちづくり計画の位置付けについて定めています。

・地域ごとのまちづくり計画とは、まちづくり協議会が、地域の方の意見を集約するなどして、地域の将来像や基本目標、それを実現するための具体的な取組等を取りまとめたものです。

・各まちづくり協議会が「第4次宝塚市総合計画」の前期期間中に作成した地域ごとのまちづくり計画は、作成から年月が経ち、地域の課題やニーズも多様化していることから、平成29年度から令和元年度にかけて、各まちづくり協議会で見直しが行われました。

<第1項>

・地域ごとのまちづくり計画に記載される具体的な取組は、主に市民が行うものや、市民と行政が協働で行うもの、主に行政が行うものなどに分類されており、その内容に応じて果たすべき役割や責任を調整しながら、協働で実行していくものとなります。

<第2項>

・本市の総合計画については、宝塚市まちづくり基本条例第14条で、以下のとおり

定めています。

《宝塚市まちづくり基本条例》

（総合計画等）

第14条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を、まちづくりの基本理念にのっとり策定するものとする。

2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。

3 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定するものとする。

・総合計画は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための計画であり、本市が定める計画の最上位に位置します。

・本市がめざす将来のまちの姿を市民と市が共有し、その実現に向けて協働でまちづくりを推進するため、市は、地域ごとのまちづくり計画を総合計画の基本構想を実現するための計画として位置付けます。



第3章 雑則（第10条）

委任

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条例の施行に関して必要な事項は規則で定める旨を規定しています。

附則

施行期日

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

【解説】

本条例の施行期日を令和3年4月1日と定めるものです。

条例の検証

2 市は、この条例の施行の日以後5年を超えない期間ごとに、この条例の施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

・本条例は、多くの市民が参画する「宝塚市協働のまちづくり促進委員会」において議論を重ねるとともに、より良い条例とするため、まちづくり協議会、自治会の連合体、市民活動団体等の皆様との意見交換を重ねながら策定してきましたが、今後の社会情勢の変化などに対応していくためには、定期的な検証が必要です。そのため、本条では、本条例がその設置目的（第1条）にかなったものとなっているかどうかを、5年を超えない範囲で定期的な検証し、見直すべき点が見つければ、条例改正等の必要な措置を行っていくことを定めています。

宝塚市協働のまちづくり促進委員会への諮問

- 3 市長は、前項の検証に当たり、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 41 年条例第 1 号）第 1 条に規定する宝塚市協働のまちづくり促進委員会に諮問するものとする。

【解説】

- ・前項の規定に基づく本条例の検証に当たり、市長が「宝塚市協働のまちづくり促進委員会」に諮問する旨を定めています。
- ・同委員会は、「執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 41 年 1 月 10 日施行）」第 1 条に定める市長の附属機関です。附属機関は一般的に、住民の意見や専門的な知識の反映、第三者の視点を入れることにより公正性を図ることなどを目的として設置されています。
- ・同委員会には、自治会やまちづくり協議会、市民活動団体等、様々な活動に取り組んでいる市民が参画しており、その役割は、協働を進めるための効果的な仕組みづくりや、協働促進のための事業の点検など協働全般にわたっています。このことから、協働全般について規定する本条例の検証に当たっても、市長から同委員会への諮問を行うものです。

【参考】執行機関の附属機関設置に関する条例（一部抜粋）

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市協働 のまちづく り促進委員 会	協働のまちづくりの 促進についての重要 な事項の調査、審議 に関する事務	19 人以内	知識経験者又は市長が適当と認め る者 14 人以内 公募による市民 3 人 市職員 2 人

○宝塚市協働のまちづくり推進条例施行規則

令和２年１０月６日

規則第４８号

注 令和３年１０月２０日規則第３５号から条文注記入る。

改正 令和３年１０月２０日規則第３５号

(趣旨)

第１条 この規則は、宝塚市協働のまちづくり推進条例（令和２年条例第３５号。以下「条例」という。）第５条第２項及び第１０条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(まちづくり協議会の名称及び範囲)

第２条 条例第５条第２項の規則で定めるまちづくり協議会の名称及び範囲は、別表に掲げるとおりとする。

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年規則第３５号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

(令３規則３５・一部改正)

まちづくり協議会の名称	範囲
仁川まちづくり協議会	おおむね宝塚市立仁川小学校の通学区域
宝塚市高司小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立高司小学校の通学区域
宝塚市良元地区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立良元小学校の通学区域
宝塚市光明地域まちづくり協議会	おおむね宝塚市立光明小学校の通学区域
宝塚市末成小学校地域まちづくり協議会	おおむね宝塚市立末成小学校の通学区域
宝塚市西山まちづくり協議会	おおむね宝塚市立西山小学校の通学区域
まちづくり協議会コミュニティ末広	おおむね宝塚市立末広小学校の通学区域
宝塚第一小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立宝塚第一小学校の通学区域
逆瀬台小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立逆瀬台小学校の通学区域

宝塚市すみれガ丘小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立すみれガ丘小学校の通学区域
宝塚小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立宝塚小学校の通学区域
売布小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立売布小学校の通学区域
小浜小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立小浜小学校の通学区域
宝塚市美座地域まちづくり協議会	おおむね宝塚市立美座小学校の通学区域
安倉地区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立安倉小学校及び宝塚市立安倉北小学校の通学区域
宝塚市長尾地区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立長尾小学校、宝塚市立長尾南小学校及び宝塚市立丸橋小学校の通学区域
中山台コミュニティ	おおむね宝塚市立中山台小学校の通学区域
宝塚市山本山手地区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立山手台小学校の通学区域
宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立長尾台小学校の通学区域
宝塚市西谷地区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立西谷小学校の通学区域

条例の検討経過

(1) 宝塚市協働のまちづくり促進委員会

第 28 回・第 3 期第 9 回の会議（平成 30 年 7 月 26 日）で、まちづくり協議会をどのように条例に位置付けていくかなどについて検討を行うことを決定し、以下のとおり検討を行ってきました。

番号	開催回	開催日		番号	開催回	開催日
1	第 28 回	平成 30 年 7 月 26 日		11	第 38 回	令和元年 5 月 20 日
2	第 29 回	平成 30 年 9 月 19 日		12	第 39 回	令和元年 6 月 24 日
3	第 30 回	平成 30 年 10 月 15 日		13	第 40 回	令和元年 7 月 29 日
4	第 31 回	平成 30 年 10 月 31 日		14	第 41 回	令和元年 8 月 19 日
5	第 32 回	平成 30 年 11 月 19 日		15	第 42 回	令和元年 9 月 9 日
6	第 33 回	平成 30 年 12 月 10 日		16	第 43 回	令和元年 10 月 23 日
7	第 34 回	平成 31 年 1 月 24 日		17	第 44 回	令和元年 11 月 18 日
8	第 35 回	平成 31 年 2 月 25 日		18	第 45 回	令和元年 12 月 12 日
9	第 36 回	平成 31 年 3 月 18 日		19	第 46 回	令和 2 年 1 月 27 日
10	第 37 回	平成 31 年 4 月 23 日		20	第 47 回	令和 2 年 2 月 27 日

※上記 20 回に加え、作業班を 18 回開催。

(2) 説明・意見交換会等の実施状況

令和元年6月より、まちづくりに携わる各種組織や団体を対象とした説明・意見交換等を、以下のとおり行ってきました。

ア 条例素案についての説明・意見交換等

番号	日時	対象	出席者数等
1	令和元年6月12日(水)	まちづくり協議会代表者	19名
2	令和元年7月1日(月)	自治会ネットワーク会議所属自治会	32名
3	令和元年7月5日(金)		56名
4	令和元年7月18日(木)	自治会連合会理事	21名
5	令和元年7月31日(水)	市民活動団体	25名
6	令和元年9月2日(月)～9月30日(月)	全市民(市広報・ホームページで意見募集)	4件(意見数)
7	令和元年10月29日(火)	第1地区・第2地区自治会連合会所属自治会	30名
8	令和元年11月1日(金)	全市民(協働の指針市民説明会)	42名

※ 上記に加え、依頼のあったまちづくり協議会・自治会に対しても説明・意見交換を実施。

イ 素案修正案についての説明・意見交換等

番号	日時	対象	出席者数等
1	令和2年1月8日(水)	まちづくり協議会代表者	18名
2	令和2年1月16日(木)	自治会連合会理事	20名
3	令和2年1月17日(金)	市民活動団体(上記ア-5の出席者へ、電子メールにて意見募集)	—
4	令和2年1月23日(木)	自治会ネットワーク会議所属自治会	16名
5	令和2年1月26日(日)		10名
6	令和2年1月29日(水)		11名
7	令和2年2月3日(月)	民生委員・児童委員連合会理事	17名

ウ 庁内での意見交換等

番号	日時	対象	出席者数等
1	令和元年5月28日(水)	情報・意見交換会(室長級以上の職員による意見交換会)	57名
2	令和2年2月10日(月)	協働の取組推進検討会	12名

エ パブリック・コメントの実施

意見の募集期間	意見提出者数	提出意見数
令和2年4月20日(月)～5月20日(水)	7名	13件

宝塚市協働のまちづくり促進委員会委員名簿

		氏 名	所属など
知識経験者又は市長が適当と認めた者	1	足立 典子	認定NPO法人放課後遊ぼう会
	2	飯室 裕文	まちづくり活動経験者
	3	成瀬 文夫(～R2.1.26) 平原 雅明(R2.1.27～)	宝塚市民生委員・児童委員連合会
	4	加藤 富三	まちづくり活動経験者
	5	平石 美佐子(～R1.9.19)	高司小学校区まちづくり協議会
		喜多 毅(R1.9.20～)	宝塚小学校区まちづくり協議会
	6	石谷 清明(～R1.9.19) 松川 富貴子(R1.9.20～)	宝塚市自治会連合会
	7	古村 福子(～R1.9.19)	宝塚文化財ガイドソサエティ
		沖野 友子(R1.9.20～)	公益財団法人宝塚市文化財団
	8	神谷 彰一(～H31.1.23) 下井 伸英(H31.1.24～R1.9.19)	宝塚青年会議所
		井山 里美(R1.9.20～)	NPO法人女性と子どものエンパワメント関西
	9	田中 香織	宝塚商工会議所
	10	中山 光子	認定NPO法人宝塚NPOセンター
	11	野田 久美子(～R1.9.19) 中川 常市(R1.9.20～)	宝塚市自治会ネットワーク会議
公募による市民	12	檜垣 彰子	まちづくり活動経験者
	13	久 隆浩	近畿大学総合社会学部教授
	14	溝口 由加子(～H30.11.18) 牟田 浩伸(H30.11.19～)	宝塚市社会福祉協議会
市職員	15	喜多 毅(～R1.9.19) 西田 均(R1.9.20～)	市民公募委員
	16	光村 正生(～R1.9.19) 永崎 正幸(R1.9.20～)	市民公募委員
	17	藤本 眞砂子(～R1.9.19) 小西 喜美代(R1.9.20～)	市民公募委員
市職員	18	立花 誠	市職員(社会教育部長)
	19	福永 孝雄	市職員(産業文化部長)

○宝塚市まちづくり基本条例

平成13年12月25日

条例第36号

宝塚市は、武庫川の清流と六甲・北摂の豊かな山なみに象徴される素晴らしい自然環境に恵まれ、また、この豊かな自然環境と先人が培ってきた歴史と文化の息づく都市の景観が調和した美しいまちとして知られています。

私たちは、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、この美しい宝塚が「住み続けたい、訪れてみたいまち」となるようにしていかなければなりません。

そのためには、地方自治の本旨にのっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、生活者である市民の立場からまちづくりを進めていかなければなりません。

また、まちづくりは、市民と市の協働を基本とし、市民の持つ豊かな創造性、知識、社会経験等が十分に生かされることが必要です。

このような認識の下に、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市の協働のまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

(まちづくりの基本理念)

第2条 まちづくりは、主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること（以下「協働」という。）を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。

- (1) すべての市民が健康で安心して暮らせ、災害に強く安全でいつまでも快適に住み続けることができる、安全で安心して暮らせるまちづくり
- (2) 次代を担う子ども達が夢と希望を抱き、健やかに成長し、そして、すべての市民の人権が尊重され、文化の薫り高い、心豊かなまちづくり
- (3) 豊かな自然環境と歴史・文化の息づく都市の景観が美しく調和し、花や緑があふれ、環境にやさしい、個性と魅力のあるまちづくり
- (4) 人と人、人と社会のつながりが強く、また、地域活動が活発な、にぎわいと活力に満ちたまちづくり

(市の責務)

第3条 市は、前条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。

2 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。

3 市は、地域コミュニティの役割を認識し、その活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。

4 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される、地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。

(市長の責務)

第4条 市長は、市民の市が保有する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じなければならない。

2 市長は、協働のまちづくりの仕組みを確立しなければならない。

3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、まちづくりの基本理念にのっとり、職務を遂行しなければならない。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

(市民の権利と責務)

第6条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

(説明責任)

第7条 市は、施策の立案、決定及び実施に当たっては、その必要性及び妥当性を市民に説明する責任を果たすものとする。

(情報の共有)

第8条 市は、市の保有する情報を、市民と市が共有することが不可欠であるとの認識の下、これを取り扱わなければならない。

(情報の公開及び提供)

第9条 市は、市の保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 市は、個人情報の保護に努めなければならない。

(行政手続)

第11条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するよう努めるものとする。

(総合的な市政の推進)

第12条 市は、主権者である市民のニーズに的確に応え、まちづくりの基本理念を実現するため、総合的な市政の運営に努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第13条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。

(総合計画等)

第14条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を、まちづくりの基本理念にのっとり策定するものとする。

2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。

3 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定するものとする。

(行政評価)

第15条 市は、行政課題や市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政運営を進めるため行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

(財政の仕組み)

第16条 市は、総合計画や行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。

(市民投票)

第17条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。

(条例の位置付け)

第18条 市は、行政分野ごとの基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その

他の規程によりまちづくり制度を設ける場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

附 則

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。